

公共下水道への下水の排除基準表 (等々力処理区、麻生処理区)

R6.4.1 ~

対象者	下水処理場のある公共下水道の使用者								下水処理場のない公共下水道の使用者	
	特定施設の設置者				特定施設を 設置していない者					
	水質汚濁防止法		排水処理法		水質汚濁防止法		排水処理法			
	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満		
対象項目又は物質	0.03		0.03		0.03		—		—	
カドミウム及びその化合物	0.03		0.03		0.03		—		—	
シアン化合物	1		1		1		—		—	
有機燐化合物	0.2		0.2		0.2		—		—	
鉛及びその化合物	0.1		0.1		0.1		—		—	
六価クロム化合物	0.2		0.2		0.2		—		—	
砒素及びその化合物	0.1		0.1		0.1		—		—	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005		0.005		0.005		—		—	
アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと		検出されないこと		—		—	
ポリ塩化ビフェニル	0.003		0.003		0.003		—		—	
トリクロロエチレン	0.1		0.1		0.1		—		—	
テトラクロロエチレン	0.1		0.1		0.1		—		—	
ジクロロメタン	0.2		0.2		0.2		—		—	
四塩化炭素	0.02		0.02		0.02		—		—	
1,2-ジクロロエタン	0.04		0.04		0.04		—		—	
1,1-ジクロロエチレン	1		1		1		—		—	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		0.4		0.4		—		—	
1,1,1-トリクロロエタン	3		3		3		—		—	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06		0.06		0.06		—		—	
1,3-ジクロロプロペン	0.02		0.02		0.02		—		—	
2-トリクロロエチルスルフィド (チラウム)	0.06		0.06		0.06		—		—	
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ) -s-トリアジン(シマジン)	0.03		0.03		0.03		—		—	
S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチル チオカルバマート(チオベンカルブ)	0.2		0.2		0.2		—		—	
ベンゼン	0.1		0.1		0.1		—		—	
セレン及びその化合物	0.1		0.1		0.1		—		—	
ほう素及びその化合物	10		10		10		—		—	
ふつ素及びその化合物	8		8		8		—		—	
1,4-ジオキサン	0.5		0.5		0.5		—		—	
ダイオキシン類	10		10		10		—		—	
温度 *	45℃		45℃		45℃		45℃		45℃	
水素イオン濃度 (pH)	5~9		5~9		5~9		5~9		5~9	
生物学的酸素要求量 (BOD) *	600		適用除外		600		適用除外		—	
浮遊物質 (SS) *	600		適用除外		600		適用除外		—	
ノルマルヘキサン 鉱油類 抽出物質含有量 動植物油脂類	5		5		5		5		5	
窒素含有量 *	30		**5 適用除外		**5 適用除外		**5 適用除外		**30 適用除外	
窒素含有量 *	240		適用除外		240		適用除外		—	
燐含有量 *	32		適用除外		32		適用除外		—	
糞消費量 *	220		220		220		220		220	
フェノール類	0.5		0.5		0.5		0.5		—	
銅及びその化合物	1[3]		1		1		1		—	
亜鉛及びその化合物	1[2]		1		1		1		—	
鉄及びその化合物 (溶解性)	3[10]		3		3		3		—	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	1		1		1		1		—	
クロム及びその化合物	2		2		2		2		—	
ニッケル及びその化合物	1		1		1		1		—	
色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。								—	
臭気	受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。								—	

備考1 単位は、温度(℃)、pH、色汚染度、臭気、ダイオキシン類 (pg-TEQ/L) を除き全てmg/Lです。

- 2 排除基準値の読み方。
 - ① pHは、5を超え9未満
 - ② *の項目は、表の数値未満
 - ③ 上記以外は、表の数値以下
- 3 太枠内の数値を超えると直罰の対象となりますが、窒素、燐、ほう素、ふつ素、亜鉛、六価クロムについては、業種又は施設により定められた期間内では緩和基準が適用されます。(ただし、除害施設の設置基準としての数値は適用されず。)
- 4 太枠以外の数値を超える場合、除害施設の設置又は必要な措置をしなければなりません。
- 5 []内の数値は、昭和46年10月31日以前に設置した特定事業場(同日以前から建設工事中のものを含む。)に適用されます。
- 6 **のノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)は排水量500m³/日以上の事業場に適用されます。

下水道法
第12条の2第1項

川崎市下水道条例
第8条の2第1項第1号

川崎市下水道条例
第8条の2第1項第3号

下水道法
第12条の2第5項

川崎市下水道条例
第8条の2第1項第2号